

『登録資本金』 と 『投資総額』

中国に現地法人を設立する場合、当然ながら出資者において現地法人名称、所在地、経営範囲、投資金額、役員などの基本的事項を決定しなければなりません。これら基本的事項の中に『登録資本金』と『投資総額』という二つの概念があります。『登録資本金』と『投資総額』は法人設立の際に中国政府より受ける投資許可に含まれ、現地法人への投資を拘束することになります。いずれも、現地法人の資金に関する重要な概念ですので、今回は、この二つの概念の違いと関係について解説します。

1. 登録資本金

有限責任会社（公司）形態において現地法人を設立する場合には、『登録資本金』について全額払込義務があります。簡単にいえば、『登録資本金』とは、現地法人の設立に当たって出資者が実際に払い込む金額（いわゆる『資本金』）を指すこととなります。

2. 投資総額

一方、『投資総額』とは、設立される現地法人に「投入される外貨（外国貨幣）」の限度額を指します。この現地法人に「投入される外貨」には、(1)資本金として払い込まれるもの（登録資本金）と、(2)借入金として払い込まれるもの（外貨借入額）の両者が含まれます。

$$\text{【 投資総額 = 登録資本金 + 外貨借入額 】}$$

3. 投注差

このように、投資総額には(1)登録資本金（自己資金）と(2)外貨借入額（借入額）が含まれ、登録資本金については全額の払込義務があります。一方、外貨借入額については、実際に借入を行うか否かとは関係なく、外貨借入の限度額を意味します。この外貨借入の限度額は、『投資総額』と『登録資本金（注冊資本）』の差額ですので、中国語表記のそれぞれの頭文字をとって、投注差と呼ばれることがあります。

$$\text{【 投注差（外貨借入限度額） = 投資総額 - 登録資本金 】}$$

なお、法律上、投資総額と登録資本金は、下記の表に示すような条件に符合すべきこととされていますので、結果として外貨借入の限度額（投注差）もこの条件に基づくこととなります。逆説的にいえば、投資総額は、外貨借入の限度額を設定するための概念でもあり、現地法人の設立に当たっては非常に重要な概念といえます。

投資総額(USD)	登録資本金／投資総額の割合
3,000万 ～	3分の1以上
1,000万 ～ 3,000万	40%以上
300万 ～ 1,000万	50%以上
～ 300万	70%以上